「アルキラーNEX」利用規約

この「アルキラーNEX」利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社パイ・アール（以下「当社」といいます。）がサービスを提供するにあたり、その利用条件を別紙「アルコール検知器」貸与規約とともに定めることを目的とします。なお、当社は、本サービスについて、無料体験期間（原則着荷日から 7 日間）を設けており、無料体験期間においても本規約が準用されるものとします。

第 1 条　定義

1. 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本サービス	端末用アプリと Web アプリケーションからなるクラウドサービス
端末用アプリ	「アルキラーNEX」と称する、端末と検知器を活用したアルコールチェッカーアプリケーションシステム
Web アプリケーション	「アルキラーNEX 管理用 Web アプリ」と称する、利用者データを管理する Web アプリケーション
検知器	当社が契約者に貸与する、本サービスと連動するアルコール検知器 詳細は別紙「アルコール検知器」貸与規約に定める
検知器のメンテナンス	契約者が、有効な検知器を保持するために行う検知器の交換等のこと 詳細は別途取扱説明書、Web アプリケーションその他の案内に定める
利用契約	本規約および別紙「アルコール検知器」貸与規約その他の条件に基づき締結される、当社から本サービスおよび検知器の提供を受けるための契約
利用	契約者が、利用契約の許諾に基づいて本サービスおよび検知器を使用すること
契約者	当社と利用契約を締結している者
利用者	本サービスを利用する契約者およびその関係会社の役員および従業員、ならびに契約者が本サービスの利用を許諾した第三者
利用者データ	利用者が、本サービス利用時に当社のサーバーに記録、保管、伝送または提供するデータ（個人情報、秘密情報を含みます。）
個人情報	個人情報の保護に関する法律に基づき定義される個人情報
料金	本サービスの利用に関する登録料金・月額料金等を含むがこれらに限定されません
端末	本サービスを利用するために契約者が準備するスマートフォン等の通信端末（別途公開する動作確認済み端末一覧も併せて御確認下さい。）
関係会社	会社法に規定する親会社、子会社および兄弟会社（契約者に親会社がある場合、当該親会社の子会社を指します。）の総称

2. 本サービスの内容は、本規約とともに交付されるコンピューターアプリケーションおよびそれに関連した媒体、ならびに印刷物（マニュアル等の文書）、電子文書、アカウント情報を含み、当社から提供される本サービスのアップデートおよび機能追加のためのアプリケーション、複製物（イメージ、テキスト、録音または写真）も含みます。

第 2 条　申込と許諾

1. 本サービスの利用を希望する申込者が、本規約の条項を承諾し当社所定の申込書・Web フォーム等を当

社に提出（以下「申込」といいます。）し、当社がこれに対し承諾したとき、利用契約が成立したものとします。これ以降、申込者を契約者とみなします。

2. 当社から契約者へ利用条件に関する内容を含む覚書等が提供される場合は、当該内容が本規約に優先されます。
3. 当社は、契約者が本規約の条項を遵守することを条件として、利用契約に定められた目的および使用方法で本サービスをインストールして利用する非独占的かつ譲渡不可の使用権を、契約者に許諾します。また、契約者は、本サービスを利用するために必要となる費用（端末の調達等利用環境の整備にかかる費用や通信費を含みます。）を負担するものとします。
4. 当社は、契約者による本サービスの利用に際し、契約者に対し検知器の貸与を行い、契約者に対し、利用契約に定められた目的および使用方法で検知器を利用する非独占的かつ譲渡不可の使用権を許諾します。
5. 契約者は、本サービスの利用者による利用が契約者の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとします。

第 3 条　通知

1. 利用契約に基づき当社が契約者に対して行う通知その他連絡は、Web アプリケーションへの掲示等の適切かつ合理的な方式（通知内容の重要性等により、電子メールまたは当社公式ホームページへの掲示等）で行います。
2. 前項の通知その他連絡は、契約者が当社へ申込を行ったときに届け出た連絡先情報に従って行います。契約者の届け出た連絡先情報が事実とは異なるために通知その他連絡が契約者に到達しなかったときは、その通知等が通常到達すべき時に契約者に到達したものとみなします。
3. 通知その他連絡を電子メールにより行った場合は、当社が契約者の届け出た連絡先情報のアドレスに電子メールを発信した時点、当社公式ホームページへの掲載により行った場合は、契約者が当社公式ホームページを閲覧することが可能となった時点で、当該通知その他連絡が到達したものとみなします。

第 4 条　料金

1. 契約者は、本サービスおよび検知器を利用する場合、別途当社の定める料金を支払うものとします。
2. 契約者は、料金の支払いを遅延した場合、当社が請求したときは、遅延損害金として、支払期日の翌日から起算し支払が完了するまで年 14.6%の割合で算出した金額を当社に支払うものとします。
3. 当社は、利用契約に基づいて契約者が当社に支払われた料金を返金いたしません。また契約者は、第 7 条および第 16 条に定める本サービスおよび検知器の利用停止期間中においても料金を支払うものとします。

第 5 条　データの取り扱い

1. 当社は、サービスの品質向上、パフォーマンスの最適化、およびビジネスインテリジェンス（BI）の目的で、利用者データに基づき、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合があります。
2. 当社は、利用者データについて、前項および第 8 条に定めるサポートサービスに必要な場合を除いてアクセスおよび取り扱いをすることはありません。ただし、前項の匿名加工情報を作成する場合、これに必要な範囲で利用者データにアクセスすることがあります。この場合、当社は法令に基づき適切な措置を講じ、特定の個人を識別することができない形でのみデータを利用します。利用者データに関する内容の訂正、追加、削除等は、Web アプリケーションを通じて契約者が行い、利用者データに関する利用

者からの請求および問い合わせに当社は対応いたしかねることを、契約者は予め了承するものとします。契約者は利用者データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じてください。

3. 契約者は、自らの責任で利用者データを管理するものとし、当社は、当社が必要と判断する範囲で災害対策のためにデータ等のバックアップを実施しますが、当社においてバックアップの義務を負うものではなく、法令等の定めにより明示的に責任を負うものとされる場合を除き一切の責任を負わないものとします。

第 6 条　著作権等

1. 本サービスおよび検知器にかかる著作権、特許権等の知的財産権は当社に帰属します。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスによって作成された静止画等にかかる著作権は、他の第三者に帰属しない限り利用者に帰属します。ただし、利用者は、当社に対し、当社が本サービスの提供を維持するために必要となる範囲内で当該静止画等を複製、翻案、修正を行う無償の使用権を許諾するものとします。また、利用者は、当該静止画等に関し、当社に対して著作者人格権を行使しないものとします。

第 7 条　遵守事項

1. 契約者は、本条および利用契約に定める条項を遵守するため、社内規程、手順書、マニュアル等を整備運用し、また、利用者に対する教育を行う等、必要な措置を講じるものとします。
2. 契約者は、本サービスおよび検知器に関し以下の行為を行わないとともに、これらに関する疑義等を生じさせることがないようにするものとします。
 A) 本サービスおよび検知器を譲渡もしくは転貸、または第三者に再使用権を許諾もしくは移転すること
 B) 本サービスおよび検知器の解体、改変、翻案、リバースエンジニアリング、通信内容の分析、逆コンパイルまたは逆アセンブルする等、本サービスおよび検知器の解析作業を行うこと
 C) 本サービスおよび検知器の二次的著作物および複製物を作成すること
 D) 本サービスおよび検知器を、死亡、怪我または重大な物理的もしくは環境的損害に繋がるおそれのある場所または方法で利用すること
 E) 本サービスの新旧両バージョンを同一端末上で同時に利用すること
 F) 本サービスを利用していた端末から本サービスを切り離して譲渡し、別の端末にインストールすること
 G) 本サービスおよび検知器と競合する製品もしくはサービスの開発や情報の収集のために利用すること
 H) 検知器を取扱説明書等に記載する範囲外で利用すること
 I) 検知器のメンテナンスを行わないこと
 J) 検知器の返却時に検知器および必要となる書面以外のものを同梱すること
 K) 不正なアクセス通信を繰り返し、本サービスおよびサーバーに誤作動をおこさせる等、本サービスの利用および運営を妨げること
 L) その他利用契約で許諾された範囲を超えて利用すること
3. 契約者が前項各号のいずれかに該当するまたは該当するおそれがあると当社が判断する行為を行った場合、当社は、契約者へ通知を行うことなく、本サービスを強制停止させる等自ら必要と認める措置をとることができるものとします。
4. 契約者は、当社が別途定める検知器のメンテナンスを行うものとします。契約者が、検知器のメンテナンスを行われない場合、当社は契約者へ通知を行うことなく本サービスを強制停止させる等自ら必要と認める措置をとることができるものとします。

5. 契約者が本条の定めに違反した場合、契約者は、当社が被った損害を賠償する責を負うものとします。

第 8 条　サポートサービス

1. 当社は、利用者に対し、本サービスおよび検知器に関するサポートサービスを電子メール・電話・Web チャット等の手段により提供します。サポートサービスを通じて利用者から当社に提供された情報（個人情報に該当するものを除く）は、製品サポートや製品開発の目的で当社が使用できるものとします。当社は、これらの情報を利用者が特定できるような目的に使用しないものとします。
2. 当社は、本サービスおよび検知器のサポートサービスにおいて、サポートサービス上必要かつ利用者の同意を得た場合に限り、当社は利用者データを確認することができます。ただし、当社は、サポートサービスの提供時においても、利用者データに含まれる個人情報を当社のサーバー外に記録、保管、印刷等を行うものではなく、サポートサービス終了後に当社が独自に保有することはありません。サポートサービスにより知り得た利用者の個人情報、秘密情報の取り扱いについては、それぞれ第 9 条および第 10 条のとおりとします。

第 9 条　個人情報

1. 当社は、契約者より提供される個人情報を、本サービスを提供する目的その他本サービスの申込書、Web フォーム、本規約または契約者に交付する書面等に記載した目的にのみ使用するものとします。
2. 前項にかかわらず、当社は、前条第 2 項に基づくサポートサービスの過程で利用者より知り得たアルコール検知の対象となる利用者の個人情報を、当社サポートサービスを提供するためにのみ確認するものとします。
3. 第 5 条の定めにかかわらず、当社は、契約者および利用者より提供される個人情報について、以下の場合を除き、第三者（本条および第 10 条でいう第三者とは、役員、従業員、弁護士、会計士、その他の法令上秘密保持義務を負う者以外の者をいいます）に開示または提供しないものとします。
 A） 個人情報の保護に関する法律その他の法令で認められた場合
 B） その他、個別に契約者および利用者の同意がある場合
4. 当社は、契約者および利用者より提供される個人情報について、適正な管理のもとで安全に保管する義務を負い、これら個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等を防止するため、合理的な安全対策を講じるものとします。

第 10 条　秘密保持

1. 契約者および当社は、利用契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を第三者に開示または漏洩しないものとします。利用契約において「秘密情報」とは、本サービスの遂行過程で、当事者が相手方に開示した有形無形の技術上、営業上、その他の口頭または書面によって秘密である旨が指定された情報をいいます。
2. 契約者または当社の責に帰すべき事由により相手方の秘密情報が第三者に漏れ、当該相手方が損害を被った場合、契約者または当社は、その発生した損害に関する賠償の責を負うものとします。

第 11 条　契約期間

1. 利用契約の有効期間は、契約者の申込に対して当社が承諾した日から開始し、解除その他利用契約に基づき終了する場合を除き、契約者が提出した第 14 条に定める解約届を当社が受理した月の末日まで継続します。

第 12 条　契約の解除

1. 当社は、契約者が利用契約に違反した場合、当社が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、なお違反が是正されないときは、直ちに、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者が以下の事由に該当した場合、何らの通知および催告をすることなく、利用契約を解除できます。
 A) 破産、特別清算、民事再生もしくは会社更生の申立をなし、または他からその申立をなされたとき
 B) 差押、仮差押、仮処分、競売または滞納処分を受けたとき
 C) 手形、小切手の不渡り処分または銀行取引停止処分を受けたとき
 D) 契約者が本サービスおよび／またはオプションその他関連サービスの料金の支払いを怠ったとき
 E) 契約者の申込にあたって虚偽の事項が判明したとき
 F) 検知器のメンテナンスを行わないとき
 G) 暴力団等または反社会的勢力に該当するか関係を有していることが判明したとき
 H) 利用契約のいずれかの規定に違反したとき
 I) その他、利用契約を継続しがたい事由が発生したとき
 J) 過去、当社と本サービスに関する契約を締結されたうえで、本項に定める解除事由に相当する事由に該当し、契約が解除されていた者と関係を有している事が判明したとき
3. 契約者が第 1 項または第 2 項各号の何れかに該当する事由が生じたときは、利用契約に基づき発生した当社に対するすべての債務について直ちに期限の利益を失い、債務の全額を直ちに現金で弁済するものとします。当社が解除を行った場合でも、契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 13 条　免責

1. 当社は、次項以下の本条の条項および本規約の他の条項に定める当社の責任の範囲内で、本サービスおよび検知器の品質および機能の確保のため最大限の努力をします。
2. 契約者は、利用者データが天災、事変、不正アクセスまたはクラッキング等の第三者の行為、非常事態の発生により消去される場合があること、および利用者データの消去が当社の故意または重大な過失によらない限り、当社は何らの法的責任も負わないことに了承するものとします。
3. 法律上の請求原因の種類を問わず、いかなる場合においても、当社は検知器および本サービスの利用または利用不能から生ずるいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失またはその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されません）に関して責任を負わないものとします。
4. 当社は、検知器および本サービスの利用または利用不能から生ずる問題に起因もしくは関連して契約者と第三者（利用者、契約者の従業員、業務委託先、取引先、その他端末の利用者を含みます）との間に生じたいかなる紛争についても、責任を負わず、契約者の責任において当該紛争を解決するものとします。
5. 当社は、契約者への事前の通知を行うことにより（軽微な修正その他アップデート、緊急やむを得ない場合を除きます）、本サービスおよび検知器の内容および仕様を変更・追加、または廃止できるものとします。これらの措置により本サービスおよび検知器を利用できず、契約者が損害を被った場合であっても当社は責任を負わないものとします。
6. 当社は、本サービスおよび検知器について、別途公開する動作確認済み端末一覧に掲載する端末以外の動作確認は行っていないため、端末によっては正常に動作しない場合があり、利用に伴う不具合、故障、その他問題が生じないことについて保証しておりません。契約者が本サービスおよび検知器を利用される場合は、契約者において端末の動作確認をされ、契約者の責任で利用されるものとします。
7. 当社は、本サービスおよび検知器について日本国外での動作確認は行っていないため、利用環境によっては正常に動作しない場合があり、日本国外での動作および利用に伴う不具合、故障その他問題が生じないことについては保証しておりません。契約者が日本国外で本サービスおよび検知器を利用される場

合は、契約者において動作確認をされ、契約者の責任で利用されるものとします。

8. 契約者の登録情報に基づき本サービスの利用があった場合、契約者以外の第三者が本サービスを利用した場合であっても、当社は契約者が利用したものとして扱い、当該利用によって生じた結果およびそれに伴う責任については契約者に帰属するものとします。
9. 日本国内外問わず、本サービスのインストール、利用またはアンインストールにより、端末もしくはパーソナルコンピューターでご使用されている他のアプリケーションまたはデータに何らかの影響や不具合を発生させることがあったとしても、当社は責任を負わないものとします。本サービスのインストール、利用またはアンインストールにより、契約者が使用する通信回線およびサーバーにおいて生じる何らかの影響や不具合についても、当社は責任を負わないものとします。
10. 日本国内外問わず、検知器の測定結果と測定に伴う本サービスの動作にかかわらず、利用者が車両の運転、航空機の運航や機器の操作を行った場合に発生した事故等の問題について、当社を含む本サービスおよび検知器の製造者、許諾権者および販売に携わるすべての関係者は責任を負わないものとします。
11. 天災地変等の不可抗力、戦争・暴動・内乱、法令の改廃制定、公権力による命令処分、ストライキその他労働争議、輸送機関の事故、疾病、伝染病、感染症の流行、世界的な半導体不足（液晶および関連部品を含む）により、利用契約の全部または一部の履行遅滞および履行不能または不完全履行が生じた場合、当社は責任を負わないものとします。
12. 検知器の返却時に検知器以外の物品（各種ケーブルや当社が提供するマウスピース等のアクセサリー類）が同梱された場合、契約者が当該物品の所有権を放棄したものとして、当社は当該物品を廃棄します。

第 14 条　契約者による解約

1. 契約者は、所定の解約届を当社に提出することにより、利用契約を解約することができますが、解約の効力は、当社が解約届を受理した月の末日の翌日に生じます。

第 15 条　解約後の処理

1. 利用契約が終了した場合、契約者は速やかに契約者の責任で本サービスとその構成部分のすべてを削除、破棄またはアンインストールしていただきます。
2. 利用契約が終了した場合、契約者は速やかに検知器を契約者の負担で当社へ返却していただくものとします。また、別途当社が定める期日までに検知器を返却いただけなかった場合または返却いただいた検知器が水没、破損等により正常に使用できない場合、契約者は、別途当社が定める価格を当社の請求により支払うものとします。
3. 利用契約の終了後、利用者データは削除されます。契約者は、事前にデータのエクスポート等必要な措置を講じるものとし、当社が復元、削除後の情報照会等について対応いたしかねることを、予め了承するものとします。
4. 契約者は、利用契約の終了後も未払いとなっている料金があれば、これを当社に支払う義務があります。

第 16 条　本サービスの利用停止

1. 契約者が利用契約の条項に違反した場合、利用者の利用態様について当社が不適切と判断した場合および料金の入金が当社で確認できなかった場合、当社は契約者に通知を行うことなく当月の末日に本サービスのご利用を停止することができます。

第 17 条　サービスの中止

1. 当社は、本サービスおよび検知器の提供を継続することが困難であると判断した場合、予告なく利用契約を解約することができ、利用契約を終了させる場合があります。当該終了により当社は契約者に対して何ら損害の賠償、補償その他責任を負わないものとします。

第 18 条　事例の公開

1. 当社は、事前に契約者の承諾を得たうえで、契約者の会社名を当社製品導入企業として当社パンフレット、サービス紹介資料、Web サイト等の媒体に掲載し公開できるものとします。
2. 契約者は、前項の申出を承諾した場合、契約者のロゴまたは商標等の使用を導入事例の公開に必要な範囲に限り当社に無償で許諾するものとします。

第 19 条　利用規約の変更

1. 当社は、法令の改正、サービス内容の改善その他理由により本規約を変更する必要がある場合、事前に周知することにより、本規約を合理的な範囲で変更できるものとします。本条に基づく周知は、電子メールまたは当社公式ホームページによる掲示等の適切な方法で行うものとします。

第 20 条　反社会的勢力の排除

1. 契約者および当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証します。
 A) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、および、過去(個人の場合は過去 5 年以内)に反社会的勢力でなかったこと
 B) 自己の役員および従業員が反社会的勢力でないこと
 C) 自己への出資者、株主、その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力でないこと
 D) 直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと
 E) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
 F) 反社会的勢力を利用しないこと
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為をしないことを表明し、保証します。
 A) 相手方または第三者に対する「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」第 9 条各号に定める暴力的要求行為
 B) 相手方または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 C) 相手方に対し、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 D) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
 E) 前各号に準ずる行為
3. 契約者または当社は、相手方が前二項の規定に違反している事実が発覚(報道されたことを含みます)したときは、何らの催告なしに、かつ、損害賠償・損失補填その他何らの義務も負うことなく、利用契約その他契約者と当社の間で締結したすべての契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、本項による解除が行われた場合であっても、解除された当事者は相手方に対し、何らの請求、主張、異議申し立ても行わないものとし、かつ、解除した当事者は、本項による解除によっても、相手方に対する損害賠償請求を行うことができるものとします。

第 21 条　損害賠償

1. 当社は利用契約に基づく本サービスおよび検知器の提供中、当社の責に帰すべき事由により契約者に直

接かつ現実に生じた通常の損害について、利用契約に基づき契約者が当社に対して支払った当該損害の発生時から直近1ヶ月の料金総額を上限として、その損害を賠償します。ただし、故意または重大な過失によらない場合にはこの限りではありません。なお、当該損害に関する当社の責任は法令に反しない限り利用契約の定めに従って限定されます。

第22条　管轄裁判所

1. 利用契約は日本法に準拠するものとし、契約者と当社の間で紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

第23条　協議等

1. 本規約に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、本規約の何れかの部分が無効である場合でも、本規約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第24条　残存条項

1. 利用契約終了後も、第4条ないし第7条、第9条（第1項および第2項を除く。）、第10条、第13条、第15条、第21条、第22条および本条ならびにその他性質上存続することが予定されている条項は無期限または対象事項が消滅するまで存続されます。

（その他ご利用上の注意事項）

1. 本サービスおよび検知器は各種マニュアルおよび取扱説明書をよく読んでからご使用ください。
2. 本サービスをご利用の際に必要となる検知器に関する取扱説明書の内容および当社から契約者へ提供される書面等で契約条件等が記載されているものも本規約の一部といたします。
3. 本サービスについての最新の情報は当社公式ホームページ（https://pai-r.com/）またはWebアプリケーション（https://alkiller.com/nex）にて公表します。

2025年1月14日

別紙「アルコール検知器」貸与規約

（モバイル型半導体式　NEX-F）

アルコール検知器カートリッジ（型番：NEX-FC）
保証期間：発送から 1 年間
測定回数上限：2,500 回

アルコール検知器本体（型番：NEX-FF）
保証期間：発送から 4 年間

（モバイル型電気化学式　NEX-E）

アルコール検知器本体（型番：NEX-E）
保証期間：発送から 2 年間
測定回数上限：2,000 回

（据置型電気化学式　NEX-C）

アルコール検知器カートリッジ（型番：NEX-CC）
保証期間：発送から 1 年間
測定回数上限：10,000 回

アルコール検知器本体（型番：NEX-CF）
保証期間：発送から 2 年間

（貸与条件）

1. 契約者は、検知器の利用にあたり、別紙「アルコール検知器」貸与規約に定める事項を遵守し、取扱説明書等を確認したうえで適切に利用するものとします。
2. 当社は、検知器について取扱説明書等に定める範囲を保証対象として保証します。なお、当該保証の期間は次項に定めるとおりとします。
3. 検知器の保証期間は、当社が検知器を発送した日を起算日とし、上記に定める保証期間の末日または測定回数上限に達する日のいずれか先に到来するまでの期間です。
4. 当社は、保証期間外の検知器または契約者が取扱説明書等に定める範囲を超えて利用された検知器については、保証対象外となり保証を行いません。
5. 検知器の交換等にあたって要する送料等の費用は別途定めがある場合を除き発送元が負担するものとします。
6. 契約者は、検知器のメンテナンスおよび検知器の交換において、検知器の改良、形状等仕様変更する場合があることに予め了承するものとします。
7. 検知器は使用許諾または貸与されるものであり、販売されるものではありません。契約者は、利用契約に基づき検知器を当社へ返却していただくものとします。ただし、アルコール検知器カートリッジは、保証期間経過後または測定回数上限超過後に契約者の責任と負担において廃棄もしくは当社へ返却するものとします。
8. アルコール検知器カートリッジは産業廃棄物に該当するため、契約者は、廃棄する際に関連する法令および各自治体等の規制を遵守するものとします。
9. 契約者は、アルコール検知器カートリッジを当社へ返却する場合、当社が当該アルコール検知器カート

リッジを廃棄することに同意するものとします。

10. 契約者にてアルコール検知器カートリッジの廃棄を実施する際、当社は当該アルコール検知器カートリッジの所有権を放棄するものとし、契約者によるアルコール検知器カートリッジの廃棄に起因して生ずるいかなる損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失またはその他の金銭的損害を含むがこれらに限定されません）および契約者と第三者（契約者の従業員、業務委託先、取引先、その他端末の利用者を含みます）との間に生じたいかなる紛争についても、責任を負わず、契約者の責任において当該紛争を解決するものとします。
11. 当社は、検知器の故障が疑われる等利用者による利用を改善するため、または検知器の不具合検証等のため、契約者に検知器の返却を請求することができます。この場合、契約者は当社の通知に従い検知器を返却していただくものとします。
12. 契約者が利用契約の条項に違反した場合、利用者の利用態様について当社が不適切と判断した場合および料金の入金が当社で確認できなかった場合、当社は契約者に通知を行うことなく当月の末日に検知器の貸与を停止することができます。この場合、契約者は当社の通知に従い検知器を返却していただくものとします。
13. 利用契約が終了した場合、別途当社が定める期日までに検知器を契約者の負担で当社へ返却していただくものとします。
14. 検知器を返却いただけなかった場合または返却いただいた検知器が水没、破損等により正常に使用できない場合、契約者は、別途当社が定める価格を当社の請求により支払うものとします。
15. 契約者は、検知器および本サービスでアルコールが検知された場合、検知器および本サービスのみでの飲酒の程度の判断は行わず、必ず対面確認等他の飲酒検知の方法と併せて行うこととします。本項の内容は、アルコール検知器協議会（J-BAC）において定める以下の内容と同趣旨を定めるものです。

道路交通法第 65 条第 1 項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と遵守事項が定められています。アルコール検知器は飲酒の有無を判断するための一つの判断材料であって、運転の可否を判断するものではありません。測定結果に基づいて、車両の運転や機器の操作などを行って良いか否かの判断に対して、アルコール検知器の製造者、および販売に携わる関係者は一切責任を負いません。

2025 年 1 月 14 日

外部サービス連携オプション利用特約

本外部サービス連携オプション利用特約（以下「本特約」といいます。）は、「アルキラーNEX」利用規約に定める本サービス（以下「本サービス」といいます。）と他社が運営および提供する外部サービス（以下「外部サービス」といいます。）との連携オプション（以下「本オプション」といいます。）を、契約者が利用するにあたって適用される契約条件です。

第 1 条　提供目的

1. 本オプションは、外部サービスと、本サービスを連携して利用することを目的として提供されます。契約者は、この目的を理解したうえで、この目的に反しない範囲において、本特約中の定めに従い、本オプションを利用することができます。
2. 本オプションの利用にあたり、契約者は外部サービスの契約条件等を承認の上、本サービスとの連携を行います。

第 2 条　本オプションの利用

1. 契約者は、本規約および本特約のもとでのみ、本オプションを利用できるものとします。
2. 本オプションの利用に必要な外部サービスのアカウント等の情報（以下「連携情報」といいます。）は、契約者自身で準備および Web アプリケーション上にて入力いただきます。入力された連携情報は、本サービスと外部サービスの連携のためだけに使用されます。
3. 当社は、本サービスにて入力された連携情報が契約者のものと一致することを当社所定の方法で確認した場合には、当該入力が第三者により行われた場合においても、契約者による利用があったものとみなします。
4. 契約者は、連携情報を自己の責任において適切に管理するものとし、連携情報の盗用、不正使用その他事情により契約者以外の第三者が利用している場合等においても、当該利用により生じた損害について、当社がその責任を負わないことを理解し、承諾するものとします。
5. 契約者は、本オプションを自己の責任に基づいて利用するものとし、本オプションの利用もしくは参照、またはこれに関連して発生する損害、責任、およびクレームについて、当社がその責任を負わないことを理解し、承諾するものとします。
6. 契約者は、本オプションを利用するために必要となる費用（通信費や利用環境の調達にかかる費用を含みます）を負担するものとします。

第 3 条　提供の停止

1. 当社は、いつでも自己の裁量において、契約者への通知無く、本オプションの全部または一部の提供を停止することができるものとします。また、当社が契約者に対して本オプションの利用の停止を求めた場合には、契約者はただちに本オプションの利用を停止するものとします。
2. 当社は、本オプションの運用上必要と判断した場合には、契約者による本オプションの利用に一定の制約（本オプションへのアクセス回数、アクセス時間の制限、本オプション用の URL へのアクセス制限等）を設けることができるものとします。

第 4 条　禁止行為

1. 契約者は、本オプションの利用にあたり、自らまたは第三者をして以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないとともに、これらに関する疑義等を生じさせることがないようにするものとします。
 A)　本オプションにより提供される機能の提供のみを目的とした利用、その他本オプションを再提供す

ることと同視し得るような様態による利用

B） 他の本オプション利用者の連携情報を利用する行為

C） 外部サービスに関する当社への問い合わせその他の行為

D） 本特約および本オプションの趣旨・目的に反する行為

第 5 条　無保証

1. 当社は、本オプションについて、誤り、エラー、バグまたは提供の中断が無いことならびに信頼性、正確性、有用性および完全性について保証をしないものとします。

2024 年 6 月 17 日